



# 成年後見制度とは



泉佐野市社会福祉協議会  
イメージキャラクター  
シャッピー

認知症や知的障がい、精神障がい等の理由で、自分自身で財産を管理したり、契約を結んだりすることが難しい場合があります。

そこで、家庭裁判所に選ばれた成年後見人等の支援者が、本人を保護し、支援するのが「成年後見制度」です。

成年後見人等は、本人の意思を尊重し、本人の身の回りのことながらも目を配りながら、本人の利益を守ることを務めとしています。

社会福祉法人  
泉佐野市社会福祉協議会

## 成年後見制度って？



判断能力が不十分になってから  
(すでに判断能力に不安がある人)

法定後見制度

判断能力が不十分になる前に  
(将来に備えたい人)

任意後見制度

## どのように支援するの？



支援する人が本人に代わって契約を行ったり(代理権)、本人が一人で行った不利益な契約などの行為を取り消す(同意権・取消権)など、本人が不利益を被らないように支援します。

### 〈代理権〉

介護認定の申請や福祉サービス契約などを後見人等が本人に代わって行う事ができます。

本人のために預貯金の預け入れ、払戻等の金融機関手続きができます。

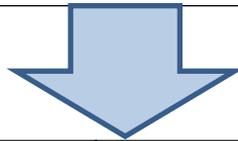
### 〈同意権・取消権〉

「同意権」とは本人の法律行為の内容が本人に不利益でないか検討して問題がない場合に同意(了承)する権限です。

「取消権」とは本人の法律行為を取り消す権限です。本人の判断能力が十分でなく、不必要な契約をしてしまった場合、契約を取り消すことができます。

## 法定後見制度

本人の判断能力の程度により、「後見」「保佐」「補助」の3種類があります。すでに本人の判断能力が不十分な場合に、本人または配偶者、四親等内の親族、市区町村長等の申立てにより家庭裁判所が適した支援者（成年後見人・保佐人・補助人）を選任する制度です。またその支援者が本人の利益を考えながら本人を代理して契約などの法律行為や、本人が同意していない不利益な法律行為の取り消しなどを行い本人を保護・支援します。



	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人・配偶者・四親等内の親族・検察官・市区町村長など		
申立人についての本人の同意	不要	不要	必要
成年後見人等が同意または取り消すことができる行為 〈同意権・取消権〉	日常生活(買い物等)に関する行為を除く全ての行為	特定の事項(借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築など)についての行為、日常生活に関する行為を除く	申立ての範囲内で裁判所が定める行為、日常生活に関する行為を除く ※本人の同意が必要
成年後見人等に与えられる代理権	財産に関する全ての法律行為	申立ての範囲内で裁判所が定める特定の行為 ※本人の同意が必要	申立ての範囲内で裁判所が定める特定の行為 ※本人の同意が必要
本人の資格等の制限	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど	

こんな時に利用できます！

【例えば…】

- ★認知症の本人に代わり、銀行で預貯金を払い戻そうとしたところ「本人以外は出来ない」と言われた。
- ★認知症の親が消費者被害にあっているようだ。
- ★親なき後、障がいがある子どもの生活が心配。その子の為に財産を残す方法やその使い方、施設への入所、手続等どうしたら良いか。

# 一般的な手続きの流れ

## 法定後見制度

申立て

☆申立人が本人の住所地の家庭裁判所に申立てます。  
☆申立てには、申立書の書類や手数料などが必要です。

- ・申立書
  - ・診断書(成年後見用)
  - ・申立手数料(1件につき800円分の収入印紙)
  - ・登記手数料(2,600円分の収入印紙)
  - ・郵便切手
  - ・本人の戸籍謄本 等
- (平成27年現在)

審問・調査  
鑑定等

☆審問:調査

家庭裁判所の調査官等が、申立人、成年後見人等の候補者から申立てに関する事情を尋ねます。本人や親族から意見を伺うこともあります。

☆鑑定

家庭裁判所は本人の判断能力や障がいの程度を判断するために医師による鑑定を行うことがあります。(別途費用が必要)

審判

☆家庭裁判所から本人と成年後見人等に審判書が送付され、審判結果が通知されます。

☆場合によっては成年後見人等の監督人が選任されることもあります。

☆申立てから審判までは、2~3ヶ月程度見込まれます。

審判確定

☆審判書の受領後、2週間以内に異議申立てがなかった場合に審判が確定し、法定後見が開始されます。

〔 家庭裁判所から法務局に審判の内容が通知され、登記されます。 〕

☆確定後、1か月以内に後見人等は本人の財産登録・年間収支予定表を家庭裁判所に提出します。

法定後見開始

☆財産管理や身上監護事務を行い、家庭裁判所へ定期的に報告します。

## はじめに・・・

### 「①財産目録を作る」

本人の財産の状況などを明らかにし、成年後見選任後1か月以内に家庭裁判所に財産目録を出します。

### 「②今後の予定を立てる」

本人の意向を尊重し、本人にふさわしい暮らし方や支援の仕方を考えて、財産管理や介護、入院等の契約について、今後の計画を前提に年間の収支予定を立てます。

## 日常的な仕事①

「日々の生活で本人の財産管理をする」

本人の預金通帳などを管理し、収入や支出の記録を残します。

## 成年後見人の具体的な仕事内容

## 日常的な仕事②

「必要に応じ、本人に代わって契約を結ぶ」

介護サービス等の利用計画や、施設への入所契約等を本人に代わって行います。

## 日常的な仕事③

「仕事の状況を家庭裁判所に報告する」

家庭裁判所に対して、成年後見人として行った仕事の報告をし、必要な指示等を受けます。(これを「後見監督」といいます)



## 任意後見制度

任意後見受任者の選択と、委任内容の検討

☆任意後見受任者(支援してくれる人)を誰にするかを考えます。本人と任意後見受任者との話し合いにより委任する内容を決めます。

任意後見契約

☆公証役場で公正証書の作成により契約を結びます。

任意後見開始

☆本人の判断能力が不十分になった時、家庭裁判所により任意後見監督人が選任され、任意後見が開始となります。

## 成年後見人等ができる事

### ●財産管理〈金銭に関する支援〉

- ・印鑑、通帳及び権利証などの管理
- ・銀行など金融機関との取引及び契約
- ・不動産などの財産にかかわる管理や処分などの行為
- ・収支の管理

### ●身上監護〈生活に関する支援〉

- ・入院手続き、及び費用の支払いなどの行為
- ・医師から病気やケガの説明を受ける際に同席する
- ・施設の入退所や福祉サービス利用などにかかわる契約、費用の支払いなどの行為
- ・年金・医療・介護などの社会保険の手続き

## 成年後見人等ができない事

- 本人の日用品の購入に対する同意・取消
- 事実行為（食事や排泄の介助、掃除、洗濯、送迎、病院への付き添い等）
- 医療行為の同意
- 身元保証人・身元引受人・入院保証人等
- 居住する場所の確定（実際の入所に関して本人の同意を前提とし、強制はできない）
- 本人に代わって婚姻・離婚・養子縁組を決めること
- 本人の財産の贈与や貸付、本人を借金の保証人にするなど、本人の利益を損なうような行為

## 後見人等の義務

後見人等には「ご本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」ことが法律で定められています。

後見人等には「同意権」「取消権」「代理権」など、与えられた権限を適切に使ってご本人の生活を支えていきます。その役割を担う上で以下の義務を果たす必要があります。

- ご本人の意思を尊重し、適切な生活支援と財産管理を行うこと
- 家庭裁判所又は後見監督人の指導や指示に従うこと
- 後見人等として行った財産の管理状況について、家庭裁判所や後見監督人に適切な報告書を提出すること

## 成年後見人等になれる人

- 家庭裁判所が最も適任だと思われる方を選任します。誰になってほしいか希望を伝える事は出来ます。
- 親族や、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職・市民後見人の第三者や、法人が成年後見人等の候補者になれます。

### 市民後見人って？

市民後見人とは、弁護士や司法書士などの資格は持たないが、自治体等が開催する研修といった、市民後見人養成の一定カリキュラムを履修したあと後見人候補者として名簿登録し、家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことです。  
(第三者後見の位置づけとなります)



### 法人後見って？

法人後見とは社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が成年後見人、保佐人、補助人になる事です。

個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、法人がご本人の保護、支援を行う事ができます。一般的には法人後見では、法人の複数の職員が担当者として成年後見制度にもとづく後見業務を行いますので、長期的に後見事務を継続できるという利点があります。

★判断能力が不十分になった方をサポートするための制度として、「成年後見制度」がありますが、よく似たサービスに「日常生活自立支援事業」があります。

## 成年後見制度と日常生活自立支援事業の違い

制度	成年後見制度	日常生活自立支援事業
概要	●重要な法律行為 財産管理や身上監護に関する契約等の法律行為全般を行う	●日常的な法律行為 ご本人との契約により、日常的な生活援助の範囲内で支援を行う
具体例	●預貯金・証券・不動産・負債などの財産全般の管理 ●施設への入退所の契約、治療、入院の契約等 ●不動産の売却や賃貸契約解約 ●遺産分割協議における本人代理 ●消費者被害の取消	●日常生活上の必要な金銭の管理（家賃・公共料金・医療費や福祉サービス利用料の支払い手続き） ●福祉サービス利用の援助 ●契約手続きの援助 ●通帳、印鑑、証書の預かり
対象	認知症、知的、精神障がい等により判断能力が十分でない人	判断能力が一定程度あるが（契約内容を理解できる程度）、十分でない人
援助者	成年後見人、保佐人、補助人 任意後見人	社会福祉協議会（専門員・生活支援員）
利用料 （費用報酬）	後見人等に対する報酬額は家庭裁判所が決定	相談は無料 契約後の支援は有料

## 泉佐野市 成年後見制度推進機関の相談窓口

泉佐野市役所 法律相談	☎072-463-1212 (問合せ先:人権推進課)	◇月曜日(第2月曜除く)/第2水曜日 (13時～16時35分) <予約制・無料> 泉佐野市役所1階相談室にて
泉佐野市権利擁護支援センター (泉佐野市社会福祉協議会内)	☎072-464-2259 泉佐野市上町1-2-9	◇月曜日～金曜日 (8時45分～17時15分)

## 成年後見制度 問い合わせ・申立窓口

大阪家庭裁判所 岸和田支部	☎072-441-6803 大阪府岸和田市加守町4-27-2	
---------------	-----------------------------------	--

## 成年後見申立て手続や成年後見人の依頼に関する相談窓口

「ひまわり」 大阪弁護士会高齢者・障害者 総合支援センター	☎06-6364-1251 大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館 1階	◇案内:月曜日～金曜日(10時～16時) ◇電話相談:火・水・金曜日(13時～16時) ↳ <予約不要・無料> ◇来館相談:火・水・金曜日(13時～16時) ↳ <予約制・基本有料> ◇出張相談:<基本有料>
成年後見センター リーガルサポート大阪支部	☎06-4790-5656 大阪市中央区和泉町1-1-6 大阪司法書士会館内	◇月曜日～金曜日(13時～16時) ◇面接相談:木曜日(13時～16時) <予約不要・無料>
大阪社会福祉会 相談センター 「ばあとなあ」	☎06-4304-2727 大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館内 1階	◇月曜日～金曜日(10時～18時) ◇来所相談・訪問相談:火・木・土曜日 (14時～17時) <有料相談>

## 一般の法律相談窓口

法テラス (日本司法支援センター)	☎0570-078374 (法テラス サポートダイヤル)	◇月曜日～金曜日(9時～21時) 土曜日(9時～17時)
----------------------	---------------------------------	---------------------------------

## 任意後見制度 相談窓口

岸和田公証役場	☎072-422-3295 岸和田市宮本町2-29ライフエイトビル 3階	
---------	---	--

## 後見登記に関する相談窓口

大阪法務局	☎06-6942-1481 大阪市中央区谷町2-1-17 大阪第2法務合同庁舎	◇大阪法務局本局2階 成年後見登記証明書発行窓口 月曜日～金曜日(8時30分～17時15分)
-------	---	--

泉佐野市権利擁護支援センター

TEL 072-464-2259 FAX 072-462-5400

〒598-0007 泉佐野市上町1-2-9 (泉佐野市社会福祉協議会)

平成27年12月発行